

## 令和3年 第6回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年6月25日(金) 午後1時30分～午後3時02分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一	13番 佐藤 恒雄
	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄	16番 上原 見徳
	17番 竹内 佳重		

4 欠席委員 (1人)

10番 上原恵美子

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 公売農地の買受申込者適格認定について
日程第 7	議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 8	議案第6号 農用地利用配分計画の意見について
日程第 9	議案第7号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の設定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和3年第6回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いた

しました。

本日総会開催にあたり、10番上原恵美子委員については欠席届が提出されていますので、報告します。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、5番森泉壽義雄委員・12番武井洋一委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和3年5月25日開催の第5回総会で許可相当の議決案件、農地法第3条関係7件、第4条関係1件、5条関係17件につきましては、令和3年6月16日付で許可書を交付しました。

現況証明の5月分の取扱いについてですが、2件、3筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。

続きまして、別紙でお配りしておりますA4の紙で、令和3年第6回総会報告案件一覧を御覧ください。第3回常設審議委員会が、6月16日に前橋市のJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。

また、令和3年第2回安中市議会定例会が6月11日から6月24日の間開催されました。一覧のとおり報告が5件、議案が8件提出され、議案の全てが採択されました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 補足説明がありますので。

事務局 議案1号の1番の議案について補足の説明をさせていただきます。

資料のほうの一枚紙なのですけれども、お手元のほうにあると思います。こちらの議案1号1番の申請でございますが、こちら〇〇というふうになっておりますが、これは〇〇であります。〇〇の申請でございますが、令和3年4月にも〇〇が申請を上げておりましたが、このときには不許可になりました。理由としましては、〇〇が所有しております〇〇の土地について、一部が耕作されていたものの、植栽が全面的に張り巡らされていた状態で、農地として所有農地の利用が適切でない判断されたため、不許可になったものでございます。そのほかの理由としましては、〇〇が〇〇の土地を取得した際に、〇〇番地の土地については、近々植栽を撤去しますということでしたが、この時点ではまだ撤去がされておりましたので、不許可となりました。しかしながら、先月なのですけれども、植栽の撤去が行われまして、農地として利用し得るような状態になっておりましたので、補足させていただきます。現地の写真については裏面のほうに表示がありますので、ご確認をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の1番でございます。ただいま事務局のほうから丁寧な説明がございましたとおりでございます。先月否決されたわけでございますが、ただいまの事務局の説明により、問題ないと考えますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

17番委員 なければ17番から。議案第3条の2番、これについては受け人のほうの土地の裏側の部分で前から耕作してあった土地なので、そのまんま一応坪数も小さいので、問題ないと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番の1件、3班に2番の1件、以上2件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の4件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。ないですか。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法4条の1番の関係になります。こちらただいま事務局が説明したように、是正での申請でありまして、適正であると判断いたします。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第2号、農地法第4条関係の2番でございます。こちらは始末書が出ておりますように、申請地が農地だったのに倉庫が建っているという状況で、それを是正ということにございます。

それともう一つ、これが〇〇が倉庫で、〇〇については、どうも〇〇のほうの家を造るよにということに敷地拡張ということに思えます。周りに与える影響はありませんので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

16番。

16番委員 16番です。議案第2号、農地法第4条関係の3番になります。この場所は、今現在は若干野菜が作られておりましたが、周りには畑がなく、問題ないかと思えます。参考にしてください。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

7番。

7番委員 議案第2号、4条関係の4番ですが、宅地に入るために自分の農地だったところを通路として使っていますが、このたび始末書を添付して通路用地としての申請でありますので、問題ないと思えますので、よろしく願います。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要性が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2班に1番から4番の4件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、6月18日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和3年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから6ページ記載の27件及び議案書7ページ記載の計画変更1件の計28件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。議案第3号、農地法5条の申請関係ですが、3番と12番と14番と25番についてになります。

まず3番ですが、これはもう既に新しい住宅が建っているその一角であります。主要県道から100メートルぐらい入っておりますが、大変住宅にいい場所と思います。特に問題ないと思います。

それから、12番ですが、これは〇〇がこの受け人のほうの裏をすぐ通るので、所有者は違ったのですが、そこに残地がちょっと出てしまって、その残地をこの受け人の宅地のすぐ裏ですので、そこを手に入れると、〇〇から入りやすいということで、ちょっとした少ない面積なのですが、これはやむを得ないと思います。

それから、14番ですが、これも〇〇の北側になるのですが、この周辺は太陽光発電施設が結構建っているところでありまして、現地は桑が茂っているような、雑木があるような場所なのですが、これは問題ないと思います。

それから、25番ですが、これは県道から南へ50メートルぐらい入った場所なのですが、北側も南側も住宅があります。西側はもう太陽光発電の設備ができております。これについても特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の説明をさせていただきます。

2番と15番と16番を説明させていただきたいと思います。まず、2番にしましては、こちらは西側、北側が市道で、東側、南側は宅地に囲まれた土地で、周辺農地への影響はないと考えられます。

引き続きまして、15番ですが、こちらは墓地の関係なのですが、墓埋法の関係もクリアしていますし、周辺住民への説明等も終了しているそうですので、

こちら申請は適正であると思います。

16番ですが、こちら図面で見ると一体化されたような中でぽつんと抜かれるような状況に見えるのですが、実際にはかなりの段差がありまして、周辺の農地への影響は少ないと思われます。

以上、参考をお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の9、10、13、17、22、23番です。その中の9番からいきます。

9番のこの場所、〇〇の信号のちょっと西の18号と〇〇の間に挟まれた土地で、これ東には駐車場が、多分この譲受人の駐車場だと思うのですが、あつて、問題ないと思います。

10番です。これ10番は、〇〇の旧道の町なかのところの手前に住宅が多分あったと思うのですが、その奥の農地でありまして、住宅と一体で開発ということをする分譲ということでもあります。これが3種農地ですので、問題ないです。

13番です。これも3種農地で、18号の〇〇の東の駐車場と南方の〇〇の駐車場というか、建物の間にこれ畑あったかなと思うぐらいの場所です。

これも問題ないです。

続きまして、17番です。これも3種農地で、周りがもう住宅地化されていて問題ないです。

22と23です。これお互いの交換ということで、面積も狭く、これも3種農地でありまして、問題ないところであります。

以上です。

議長 ほかにございますか。

1番。

1番委員 1番です。農地法5条の6番の関係でございます。日照はまあまあいいと思います。ただ、冬の時期になると、東側が山になっていまして、ちょっと日照時間が短いのではないかと考えられますけれども、まあまあ日照時間を確保できる場所だと思います。周りには民家もありませんし、周りの農地に与える影響も少ないと思いますので、特に問題はないと思います。よろしくお願いをいたします。

議 長 ほかございますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。3号、5条の4番と2 1 番ですが、4番につきましては、〇〇の東方道路の〇〇に向かって4 0 0メートルぐらいのところ、前に〇〇という〇〇があったのですが、今名前が変わりまして、〇〇という〇〇ですか、に変更になったところでありまして、今現在この土地はもう長年につきまして耕作されていないという土地で、ウドの木や何かが相当生い茂っていると。その西方は太陽光発電ということで、これは特に問題はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

それから、2 1 番はこれは〇〇さんですが、これ〇〇のアパートに住んでおるのですが、実家がこの土地の続きなのです。土地の北側が実家なのです。それで、〇〇に住みたいということで、これ土地は3種ということで特に問題はないので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 ほかにございますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。3号、農地法関係の7番と1 1 番と1 9 番です。

7番につきましては、別荘地譲渡に関する案件で、平成1 1年に5条申請により別荘用地として許可を受けた経緯がございます。当該申請地は別荘施設がある土地の隣接地ということで、現況地目が宅地として位置づけられていますが、登記地目が農地ということでそのままになっておりまして、相続した土地を譲渡するに当たりまして使用状況のとおり事業変更届、資料7ページを見ますと、これを出すとともに、改めて5条申請をしたものでございます。現況に沿った手続ということで問題ないと思います。念のため近隣の状況につきましては、山林と手がついていない、手入れが済んでいない梅林が隣接している環境の中にあります。

次に、1 1 番です。1 1 番は太陽光施設建設に伴う資材置場、また及びその後のメンテナンスに対応するための資材置場、駐車場用地として取得したいということで申請が上がってきております。申請地は車道に面しておりまして、進入路の角地にありまして、面積的にはそんなに広くなく、他の農地に影響することはないと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、1 9 番です。資材置場用地としての申請であります。譲渡人は2名



なのですが、区画的には3区画に分かれております。2つの区画については、申請人の事業敷地に隣接する土地であって、残地的な状況でありまして、周りに農地等一切ありません。それと、残りの1区画は、事業地に接した車道を挟んで反対側に位置しております。その区画につきましては、南側に隣接する一帯は平成元年に農業振興地域から除外する申請が出まして、否認された地域がございます。申請地につきましては、事業地から出てきた道路が十字路を形成しまして、車道と車道とに挟まれた角地に位置しておりまして、農地全体でも一番角のほうの位置ということで、特に問題はないと考えますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長 ほかにごございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法5条の1番並びに18番、20番、24番です。

1番につきましては、〇〇と言われるところの〇〇がありますが、その東側、県道に面して南側でございます。場所的には住宅の中に挟まれて残された農地といえますか、いい農地ではございますが、県道のそばということで3種農地でございます。西側は〇〇の駐車場並びに市道と、南側が若干の農地が残されております。東側は宅地でございますので、北側は先ほど言った県道。近隣の農地には影響は及ぼさないのではないかなと思いますが、面積がホームセンターの敷地ということで4反6畝、4,659平米ですか、広い土地について舗装をするので、排水が県道の側溝だけだと思うのです。この辺をなるべく指導していただければ問題はなかろうかと思えます。

それと、18番ですか、18番については〇〇の反対側の西側でございます。これは受け人の住宅がこれ売買で買ってあるわけですが、その南側、県道に挟まれた小さい農地でございます。現在は休耕ということで、西側が太陽光発電の建設済みの場所、東側が市道で、その下が宅地ということでございまして、これも特に問題はなかろうかと思えます。

20番につきましては、これも事務局の説明がありましたとおり、去年の11月に転用許可を受けまして、現在は太陽光発電がもう建設されて稼働中の場所でございます。申請時に申請人はお亡くなりになったということで、再度出し直しの案件でございますので、特に問題はなかろうかと思えます。

次に、24番です。〇〇の東のほうなのですが、〇〇地区に近いところですね。この辺は太陽光が大分できておりまして、これも周りは農地もありますけれども、住宅地が点在している中の休耕して幾年も作っていない土地でございまして、太陽光発電ということで2種農地でございまして、特にこれも問題はなかろうかと思えます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、5条の関係の5番について。

この土地は東側は道路、南側、北側、とも住宅であります。その土地の一部を分筆しまして、〇〇の家を造る予定であります。何も問題ないと思えますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 では、17番から。5条関係の8番、それから最後のほうの26番と27番についてご説明させていただきます。

8番ですが、これは昔〇〇さんのちょうど南側になると思えます。それから、市道があって真ん中に住宅がちょっと挟まれるのですけれども、今耕作放棄地になっている場所でございます。それで南側は多少斜面になって、一段下がっているようなところの場所で、ほかの農地については問題ないと思えますが、この先の場所ですが、これ以前に太陽光の申請が出ております。その場所の隣でございまして、問題ないと思えます。

それから、26番については、今この場所については宅地が随分今はやっている場所でございます、この南側は市道です。それで、その東側は住宅がありまして、北側にも住宅と挟まれる場所でございます。ほかの農地には問題ないと思えます。

それから、27番については、以前梅林で荒れ放題になっていた場所でございます。このところは南側に住宅が建って、ちょうど北側にも住宅があります。この挟まれた場所でございます。西側にもこれ農地がありますけれども、耕作していない場所で問題ないと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合には、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から10番の10件、併せて計画変更1番の11件、2班に11番から17番の7件、3班に18番から27番の10件、以上合計28件を付託します。

次に、日程第6、議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地の買受申込者適格認定について。

令和3年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第4号、農地の買受申込者適格認定についての申請は、議案書8ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、買受適格者として認定されると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ、お諮りします。

議案第4号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:20)

(書類審査)

(再開午後 2:41)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班からの報告を求めます。

2班。

2班班長 4番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準による審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は2番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

2班。

2班班長 4番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から4番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。何かございませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 5番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から10番の10件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 4番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、11番から17番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査書に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上。

議長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、18番から27番の10件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号に対する書類審査の結果、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 1班に付託された議案第4号、公売農地の買受適格認定関係は、1番の1件です。審査班で農地法第5条の許可基準により審査をした結果、審査表に示したとおりであります。農地法第5条第2項各号に該当しないため、公売適格者であると認めます。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 では、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号に対する採決を行います。本案に対する審査班の審査の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

なお、買受適格証明書の交付を受けた者が競落人となり、許可申請を提出した場合は、買受適格証明書の交付を受けたときと事情が異なっていると認める場合を除き、許可したいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、そのように取り計らいます。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地

利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書9ページ記載の8件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。

2番。

2番委員 2番です。ちょっと確認なのですが、利用権設定の1番で〇〇さんが契約をされているのですが、〇〇さんのところの〇〇に移譲しているはずなのだけれども、移譲していないのかな、これ。そこだけ確認お願いします。

事務局 その点について、事務局で確認をしたのですが、農家台帳上の経営主のほうで〇〇さん、被設定人のほうになっておりましたので、利用集積計画はここのように書かせていただきました。

2番委員 はい、分かりました。

議長 いいですか。

2番委員 結構です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。

令和3年6月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書10ページ記載の1件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第7号 農地法第3条第2項第5号の括弧書きに規定する別段の面積の設定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、下限面積（別段の面積）の設定について。「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について、以下のとおり承認願いたい。

農地法施行規則第17条第1項の適用について。

方針。設定区域は、安中市全域、下限面積（別段の面積）30アールとし変更は行わない。

理由。現在の農地基本台帳の資料を基に検討した結果、管内の農家で30アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割を超えているため。

令和3年6月25日、安中市農業委員会会長竹内佳重。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。



質問等があったらお願いします。

2番。

2番委員 2番です。これも30アールでしばらく継続していると思うのですが、近隣の市町村とか、例えば20アールにするとか、10アールにするとか、今説明を聞くと30アール未満の農家が全体の40%以上超えているということになると、40%以上の農家が農家ではないということですよ、これ。これって適正なのか不適正なのかという、そういう議論にもなってくると思うのですけれども、この辺少し議論すべきタイミングに来ているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

事務局 2番委員さんのご質問に関してなのですが、確かに近隣の農業委員会、富岡市とかですと10アールというものもあるのですが、安中市におきましては現在のところで30アール、こういった理由で30アールという形で提案をさせていただきます、また今後そのデータの内容等精査のほうをさせていただくような形で、またご検討のほうをお願いできればと考えております。今回につきましては、この議案のほうで審議のほうをお願いできればと考えております。よろしくお願いします。

議長 2番。

2番委員 今の説明で今回はこの30アールでいいと思うのですが、来年以降この提案する前に、一回審議をされたほうがいいのではないですか。それ提案させていただきます。

以上です。

議長 今2番委員から報告があったのですが、来年についてはまたその審議する前に皆さんに報告して審議してもらいたいと、こういうことになっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ほかに質問ありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに規定する別段の面積の設定については、原案のとおり決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第6回安中市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 3時02分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和3年6月25日

安中市農業委員会会長

5番委員

12番委員